

soudanshitsu-dayori 相談室だより



公益財団法人井之頭病院
理念「患者様の権利尊重」
基本方針 1. 人権を尊重した医療の提供
2. 誠心、誠意、誠実を込めた奉仕
3. 社会復帰促進とノーマライゼーションへの援助

第 455 号 令和 7 年 7 月 7 日発行

発行:井之頭病院相談室/三鷹市上連雀 4-14-1/0422-44-5331(代) /URL <https://www.inokashira-hp.or.jp>

7月 今月の紙面

2ページ	限度額適用認定証の更新について
3ページ	盆踊り大会のご案内
4ページ	地域の催しもののご案内/当院駐車場料金改定のご案内 自立支援医療・マル障のご案内



ご家族向けの催し

- 感染症対策のため、マスク着用と手指消毒、検温にご協力ください。
- 37度以上の発熱がある場合は、参加をご遠慮いただいております。

- ※1 予約・問合せ：2号館1階 4番相談受付窓口に来院、または各担当者に電話（☎0422-44-5331 代表）
- ※2 予約・問合せ：2号館1階 5番外来窓口に来院、または電話（☎0422-44-5331 代表）

●つながろう 家族のための わわわ会 要予約 ※1

当院受診歴がある方のご家族・相談歴があるご家族が対象です。統合失調症等の治療や支援、ご本人との付き合い方について学び合う場です。1クール5回シリーズ。講義と質疑応答。

7/26(土)10:00~12:00 講師:看護師 テーマ「本人の接し方の工夫~みんなが元気に暮らせるように~」
4月と10月を除く原則毎月最終土曜日 定員:14名まで 費用:無料 予約は前日16時まで受付
テキスト(5回分)をご希望の方は、2号館1階4番相談窓口にて販売(税込500円)

●家族懇談会 要予約 ※1

当院受診歴がある方のご家族・相談歴があるご家族が対象です。スタッフからの話題提供も交えつつ、フリートーク形式でご家族の頃の悩みや気になっていることについて、スタッフも一緒に考えます。ご家族自身の気持ちを話したり他のご家族の体験談を聞いて、ご家族自身の気持ちを整理したり、つながりを感じていただければと思います。

7/26(土)14:00~15:30(13:45受付開始) 7月の話のタネ「外来患者さん・ご家族への相談支援」
※原則毎月最終土曜日 定員:12名まで 費用:無料

●認知症家族会 要予約 ※2 当院受診歴がある方のご家族・相談歴があるご家族が対象です。

8/16(土)10:00~11:30 ※偶数月の第3土曜日 認知症の方との付き合い方に関するプログラムと懇談。
費用:無料 場所:1号館1階 喫茶「いこい」(1号館に入る前の右手にあるガラス扉のお部屋です)

●アルコール家族教育プログラム 予約不要 当院受診/相談歴なくても可。アルコール依存症に関する講義。

毎月第1~第4土曜日 10:00~11:20 費用:無料 場所:3号館1階、アルコールデイケアホールにて
7/12(土) アルコール依存症が家族へ及ぼす影響(担当:看護師)
7/19(土) アルコール依存症からの回復と社会資源(担当:精神保健福祉士)
7/26(土) アルコール依存症と家族の対応(担当:看護師等)
8/2(土) アルコール依存症とその治療について(担当:医師)

●アルコール家族ミーティング 予約不要 当院受診・相談歴なくても可。ご家族自身の気持ちを整理し、ご本人との関係を見直すことが目的。ご家族同士のつながりの中で癒されることを実感していただいています。

7/12(土)・7/19(土)・7/26(土)・8/2(土) 11:30~12:30 毎月第1~第4土曜日
費用:無料 場所:3号館1階、アルコールデイケアホールにて

限度額適用認定証

更新について

限度額適用認定証の有効期限が7月31日までの方が
8月以降も継続して利用するには、更新手続きが必要です



保険証・マイナ保険証や限度額適用認定証を会計窓口で提示されている方

- ◆ 医事課にてオンラインで資格確認を行い、更新手続きをいたします。
- ◆ 更新手続きを希望されない方は、お手数ですが医事課（会計窓口）までご連絡ください。



所得区分が「区分オ」または「低所得Ⅱ」の方

- ◆ 8月以降も90日を超えて入院し、「長期該当」による食事療養費の減額を受けるには、改めて限度額適用認定証を申請する必要がある場合があります。詳しくは、加入している健康保険の保険者にお問い合わせください。
- ◆ 長期該当で更新すると、引き続き食事療養費が1食190円に減額されます。



市民税・都民税の申告をしていない方

- ◆ 令和7年度（令和6年分）の市民税・都民税の申告が必要な方が申告していない場合は、実際の所得状況にかかわらず、最上位の所得区分が適用されます。収入が無かった場合でも申告は必要です。
- ◆ お住まいの自治体の担当窓口で申告ができます。



医事課からのお願い

- ◆ 保険者から限度額適用認定証または資格確認証が交付された方は、すみやかに会計窓口にご提示をお願いします。注）全員に交付されるわけではありません。

限度額適用認定証とは



保険診療に係る1ヶ月のお支払いが自己負担限度額までとなる制度です。自己負担限度額は、世帯の所得によって段階が分かれています。当院の医事課に保険証のご提示がある方には、ご同意いただければオンラインで資格確認を行います。限度額適用認定証の資格確認ができない場合は、健康保険の負担割合どおりのご請求となります。この場合、自己負担限度額を超えた分は、各保険者に申請すると後から払い戻されますが、3ヶ月くらいの時間差があります。

お問い合わせ 井之頭病院 医事課（会計） 平日9時～17時 0422-44-5521

（川口）

令和7年度 井之頭病院

盆踊り大会

7月24日(木)16:00~18:00 当院中庭にて開催

地域住民のみなさまもご参加いただけます。

模擬店は、院内の病棟等からの出店と、今年から近隣の事業所からの出店も再開されます。

 参加されるみなさまには、マスクの着用にご協力をお願いします。

 車でのご来場はご遠慮ください。また、駐輪場も限りがありますので、自転車での来場も極力お控えください。

 場内は禁煙・禁酒です。

 個人情報保護のため撮影・録画も禁止となっています。

ご協力をよろしくお願いいたします。

当日のスケジュール

- 16:00 開会あいさつ(木下院長)/模擬店販売開始
- 16:30 第一部：踊り(炭坑節・しあわせ音頭・東京音頭)
- 17:00 第二部：アトラクション(職員による井之頭連の阿波踊り)
- 17:30 実行委員長あいさつ(寺田医師)/
第三部：踊り(大東京音頭・ズンパ音頭・東京音頭)
- 18:00 閉会

出店一覧

※出店内容は変更になる可能性があります。

出店部署	出店内容
相談室	輪投げ
1-3 病棟	ワッフル(スイーツ)
1-4 病棟	アイス
1-7 病棟	かき氷
2-4 病棟	今川焼き(カスタード)
2-6 病棟	シューアイス
3-2 病棟	フランクフルト
デイケア	フロート
巣立ち工房	駄菓子すくい
ひまわり第2	フライドポテト
食茶房むうぶ	焼きそば

三鷹市内の就労継続
B型事業所です。

ぜひ楽しんで
いってください!

「経験者が語るひきこもり ～就労より自立より大切なこと～」

日 時：令和7年7月26日（土）14時～16時10分（開場は13時30分～）
会 場：座・高円寺（杉並区高円寺北2-1-2）地下2階小劇場
演 題：「経験者が語るひきこもり ～就労より自立より大切なこと～」
講 師：一般社団法人ひきこもり UX 会議 代表理事 林 恭子 氏
参 加 費：無料
同日開催：ひきこもりに関するパネル展を開催（13時～16時30分）



【お申し込み】事前予約制（定員：256人）。

右下の二次元コード、電話、メールからお申し込みいただけます。

電 話：03-3393-0737（8時30分～17時）

メー ル：SEIKATU-JIRITU@city.suginami.lg.jp

【問い合わせ】

杉並福祉事務所 生活自立支援担当（電話、メールどちらでも対応可）



駐車料金改定のお知らせ

R7年7月1日より、当院の駐車料金が改定されました。

時間	改定後
8:00～22:00	30分 330円
22:00～8:00	60分 100円



当院に外来受診の方・入院/退院にてご利用の方は、6時間まで無料、6時間以上は330円/30分毎。
※外来受診の方、入院/退院にてご利用の方は、会計窓口で駐車券をご提示ください。

自立支援医療制度をご存じですか？

「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際にかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。利用すると、自己負担額は保険診療の1割となります。（注：登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。なお、当院は院外処方です。）また、対象者の「世帯」の所得等に応じて1ヶ月の自己負担の限度額が設定されており、さらに、都内在住の方は、「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロになります。更新は1年ごとで、2年に一度診断書の提出が必要になります。当院での診断書料金は5,500円（税込み）です。お住まいの自治体によって、独自に診断書料金の助成が受けられる場合があります。

心身障害者医療費助成制度（マル障）をご存じですか？

精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方（※）は、申請により「マル障」が利用できます。「マル障」を利用すると、医療機関での（精神科以外でも）外来・入院にかかる保険診療の自己負担が1割となり、住民税非課税の方は自己負担が免除となります（ただし、入院中の食事療養費は対象外）。期限があるので更新をお忘れなく！

※ 所得が基準額を超える方、生活保護受給中の方、65歳までにマル障の申請をしなかった方は対象外です。



【編集後記】すでにこんなに暑く、8月9月はどうなってしまうのか…。雪国育ちは不安です（加）



ホームページでも相談室だよりの最新号やバックナンバーをご覧ください。
井之頭病院ホームページ「各部紹介」→「相談室」→「相談室だよりの」



次号は8/5
発行予定です